

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年11月18日

月曜日

第5304号

目次

公安委員会規則	
○教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部を改正する規則	1
○銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく指定医の指定に関する規則の一部を改正する規則	2
告示	
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	3
公安委員会規程	
○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程	
公告	
○土地改良区の役員の就任	4

規則

教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月18日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

富山県公安委員会規則第9号

教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部を改正する規則

教習資格認定証の有効期間を定める規則（平成28年富山県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

「第26条第2項」を「第33条第2項」に改める。

附則

この規則は、令和6年11月18日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく指定医の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月18日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

富山県公安委員会規則第10号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく指定医の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく指定医の指定に関する規則(平成21年富山県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「第5条の2第3号」を「第11条第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月18日から施行する。

告 示

富山県告示第440号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月18日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年11月18日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 西部金屋戸出線	高岡市戸出町一丁目4199番3から	変更前		最大 6.9 最小 6.2	95.6	高岡土木センター
	高岡市戸出町一丁目4709番3まで	変更後		最大 8.0 最小 7.5	95.6	

